

7. 年金個人情報業務目的外閲覧

事案の概要	対応状況
<p>○ 平成16年3月から社会保険庁が保有する国民年金保険料未納情報等に関する個人情報の漏洩が疑われる事例が報道され、その事実関係について社会保険庁において調査を実施した。</p> <p>○ この調査結果は同年7月にとりまとめ、情報漏洩の事実の確認できなかったものの、321名の職員が未納情報等の業務目的外閲覧を行っていたことが判明した。</p> <p>○ また、その後、自民党の社会保険庁等の改革ワーキンググループ等合同会議において再調査の指示を受け、平成17年3月に全職員を対象に平成16年1月から12月までの業務目的外閲覧の有無等について自己申告調査を行った結果、1,535名（平成16年7月の処分者321名を含む）による業務目的外の閲覧行為が明らかになった。</p> <p>○ 併せて、平成16年3月から6月までの業務目的外閲覧の状況について、オンライン通信履歴の記録をもとに調査を行った結果、188名（自己申告調査において閲覧していないと申告した者88名を含む）の閲覧が明らかになった。</p>	<p>○ 年金個人情報の業務目的外閲覧については、個人情報を管理する行政機関としてあってはならないことであり、平成16年7月、業務目的外閲覧を行った者及び管理監督者の合計513名の職員を処分した。</p> <p>（参考）平成16年7月の処分者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧行為者 321名 ・ 監督者等 192名 <li style="text-align: center;">計 513名 <p>○ 自己申告調査及びオンライン通信履歴調査の結果、業務目的外閲覧行為をした者が321名の他に多数いたこと、また、閲覧していないと自己申告した者も相当数閲覧していたことが判明したことから、さらに詳細な調査を行っており、今後、非違行為の態様に応じて厳正に対処する。</p> <p>○ 個人情報の保護対策として、以下の対策を実施し、年金個人情報の管理責任の明確化やアクセス内容の監視体制の強化を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成16年5月、当時の社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程を改正し、データの業務目的外の閲覧行為の禁止を明記 ② 平成16年7月、端末操作に必要なカード番号の固定化（一人一枚化）を図るとともに、同年10月に本人識別のパスワードを導入し、管理責任を明確化 ③ 平成17年1月から社会保険事務所等における被保険者記録へのアクセス内容を監視できる仕組みを導入し、監視体制を強化 ④ 平成17年4月の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の施行を踏まえ、新たに「社会保険庁保有個人情報保護管理規程」を策定し、個人情報保護を徹底

8. 年金の過払い・未払い

事案の概要	対応状況
<p>○ 平成15年物価スライドによる年金額改定処理に伴うシステム変更作業を行う中で、プログラム誤りによる加給年金の過払いが判明し、また、年金受給者の方からの投書を契機に社会保険庁において調査を行った結果、事務処理誤りによる振替加算の未払いが判明した。</p> <p>○ その後、年金給付システムの総点検を行ったところ、先の2事象を含むプログラム誤り、事務処理誤り及び届出漏れを原因とする給付誤り計27事象が判明した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過払い 対象者 約22,300人 金額 約91億1,500万円 ・ 未払い 対象者 約45,400人 金額 約288億9,400万円 ・ 過払い、未払いの判明していない方 約12,000人 <p style="text-align: right;">(平成17年4月1日現在)</p>	<p>○ 給付誤りの内容について、平成15年6月及び7月にそれぞれ第一報、第二報として公表し、過払いとなった方には、お詫びをするとともに、返納方法について調整し、未払いの方には、速やかに追加支払いを行った。</p> <p>○ 平成15年7月に管理監督者10名に対する処分を実施した。</p> <p>(参考)</p> <p>訓告…2名 嚴重注意(文書)…3名 嚴重注意(口頭)…5名</p> <p>○ このような事故が再発することのないよう平成15年7月に社会保険庁長官を委員長とする事故再発防止策検討委員会を設置し、平成15年12月に事故再発防止策を公表するとともに、他に給付誤りがないか「総点検」を行うこととした。</p> <p>○ 平成17年4月に総点検の結果を公表するとともに、新たな事故再発防止策を策定し、実施することとした。</p> <p>(主な事故再発防止策)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制度改正等によるシステム開発の影響範囲の洗い出し方法の改善を行うとともに、システム開発委託先に対する指示を文書によるよう徹底した。 ② システム開発における人数・スキル不足の解消のため、システムの最適化計画の中で専門家の確保、養成等の抜本的な体制整備を行う。 ③ 事務マニュアルの充実・改善、職員研修の充実を図るとともに、機械処理になじむ事務はシステムに取り込んでいく。 ④ 早期発見、早期対応の観点から、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応する社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会を設置した。 <p>○ 今後、給付誤りが判明した場合には、速やかに公表するとともに、過払いとなった方には、お詫びのうえ返納方法を調整し、未払いの方には、速やかに追加支払いを行う。</p>

年金事務費の取扱いについて

○国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続。

(参考) 年金事務費への保険料充当の措置

平成10年～平成15年 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」
平成16年～ 「財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

○平成17年度予算においては、保険料負担についての国民の理解を得られるよう、特例措置の対象となる事務費の範囲について、制度運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した。

	(平成16年度)		(平成17年度)	(差引増減)
特例措置額	1,079億円	→	923億円	▲157億円
			〔厚生年金 318億円 国民年金 605億円〕	

(参考)

(社会保険事務費 1,263億円 → 1,092億円 ▲171億円)

【具体的な取扱い】

- 従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。
- 人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、事業運営に直接関わる経費に限定する。
 - ・ 保険事業運営に直接関わる経費
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費(システム経費を含む)。
- 上記以外の経費は、国庫負担とする。
 - ・ 上記以外の内部管理事務経費
職員宿舍、公用車、福利厚生、研修等に係る経費